

<大項目> 國際協力・原子力関連機関
<中項目> 原子力安全確保等に関する協力
<小項目> ロシアおよびNIS、中・東欧諸国への協力
<タイトル>
国際原子力安全条約(13-03-01-08)

<概要>

国際原子力安全条約(原子力の安全に関する条約)は、1991年9月の国際原子力機関(IAEA)の原子力安全会議の宣言選択採決が契機となり、国際的に安全性が懸念される旧ソ連、中・東欧諸国における原子力発電所の安全性の確保と向上を目的に、IAEAの専門家グループ会合が策定作業を行なった結果、1994年6月の外交会議において正式な採択が行なわれ、同年9月に日本を含む38か国によって署名され、1996年10月24日に発効した。

この条約の義務的条項として、法的措置、安全優先政策の確立、安全資源の確保、人的因子への配慮、放射線防護、品質保証、施設の安全評価、緊急時対応、立地の評価、設計および建設時の安全確保などの事項が盛りこまれている。また、義務的事項の遵守状況について、原則として3年ごとに報告書(国別報告書)をIAEAへ提出し、締約国によるレビューに付される。

<更新年月>

2003年03月

<本文>

1. 条約の成立経緯

1986年(昭和61年)4月26日に発生した旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所4号機(旧ソ連が独自に開発した「沸騰軽水冷却圧力管型黒鉛減速炉」(RBMK型)またはLWGR(軽水冷却黒鉛減速炉))の事故を契機に、旧ソ連、中・東欧諸国の原子力発電所の安全問題が顕在化し、原子力の安全確保のための国際的枠組み構築の必要性が強く認識されるようになった。このような背景のもと、1991年(平成3年)9月、国際原子力機関(IAEA)の主催により、原子力発電所の安全の確保および向上を目的として原子力安全国際会議が開催され、同会議の宣言において原子力の安全に関する条約を作成すべきことが合意された。翌1992年2月のIAEA理事会の決議に基づき本条約作成のための専門家会合が設置され、同年5月から7回にわたって同会合において議論が行われた。その結果、「原子力の安全に関する条約」(Convention on Nuclear Safety:「原子力安全条約」または「国際原子力安全条約」ともいう。)は、1994年(平成6年)6月17日の各国代表団による外交会議(ウィーンで開催、84か国が参加)において採択され、同年9月20日、日本を含む38か国が署名した。

1995年5月12日に日本は4番目の加盟国としてIAEA事務局長に受諾書を寄託した。

また、本条約は1996年(平成8年)7月26日に発効要件が満たされ、条約の規定により同年10月24日に発効した。平成14年(2002年)4月12日現在、日本を含む53か国および1国際機関(EURATOM: 欧州原子力共同体)が締約国となっている。本条約の締約国等を表1-1および表1-2に示す。

2. 条約の締結により日本が負う義務

この条約の締結により日本が負う義務の概要は、次のとおりである。

1) この条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を提出すること。

- 2) 原子力施設の安全を規律するため、法令上の枠組みを定めおよび維持すること。
- 3) 法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立したまは指定すること。
- 4) 安全に関する評価および確認、緊急事態のための準備等のため、適当な措置をとること。
- 5) 原子力施設の立地、設計および建設ならびに運転の各段階において、原子力施設の安全を確保するため、適当な措置をとること。

3. 条約の内容

この条約は、前文、本文35か条(第1章から第4章までの全4章から構成)および末文から成り、その概要は次のとおりである(表2参照)。

1) 目的、定義および適用範囲

(1) 目的(第1条)

この条約の目的は、国内措置および国際協力の拡充を通じ、原子力の高い水準の安全を世界的に達成すること等とする。

(2) 定義(第2条)

この条約の適用上の「原子力施設」(各締約国について、その管轄の下にある陸上に設置された民生用の原子力発電所をいう。)、「規制機関」および「許可」について定義している。

(3) 適用範囲(第3条)

この条約は、原子力施設の安全について適用する。

2) 義務

(1) 一般規定

a. 締約国は、自国の国内法の枠組みの中で、この条約に基づく義務を履行するために必要な法令上、行政上その他の措置をとる(第4条)。

b. 締約国は、第20条に規定する会合に先立ち、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置に関する報告を提出する(第5条)。

c. 締約国は、この条約が自国について効力を生じた時に既に存在している原子力施設の安全について可能な限り速やかに検討が行われること等を確保するため、適当な措置をとる(第6条)。

(2) 法令

a. 締約国は、原子力施設の安全を規律するため、法令上の枠組み(国内的な安全に関して適用される要件および規制等について定めるもの)を定めおよび維持する(第7条)。

b. 締約国は、法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立したまは指定する(第8条)。

c. 締約国は、原子力施設の安全のための主要な責任は許可を受けた者が負うこと等を確保するため、適当な措置をとる(第9条)。

(3) 安全に関する一般的な考慮

a. 締約国は、原子力施設が直接関係する活動に従事する組織が原子力の安全に妥当な優先順位を与える方針を確立することを確保するため、適当な措置をとる(第10条)。

b. 締約国は、適当な財源および能力を有する十分な数の職員が、原子力施設の供用期間中利用可能であることを確保するため、適当な措置をとる(第11条)。

c. 締約国は、人間の行動に係る能力および限界が原子力施設の供用期間中考慮されることを確保するため、適当な措置をとる(第12条)。

d. 締約国は、品質保証に関する計画が作成されおよび実施されることを確保するため、適

当な措置をとる(第13条)。

- e. 締約国は、原子力施設の建設前、試運転前および供用期間中、安全に関する包括的かつ体系的な評価が実施されること等を確保するため、適当な措置をとる(第14条)。
- f. 締約国は、作業員および公衆が原子力施設に起因する放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されること等を確保するため、適当な措置をとる(第15条)。
- g. 締約国は、原子力施設のための敷地内および敷地外の緊急事態計画が準備されること等を確保するため、適当な措置をとる(第16条)。

(4) 施設の安全

- a. 締約国は、原子力施設の計画された供用期間中当該施設の安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関する全ての関連要因が評価されること等を確保するため、適当な措置をとる(第17条)。
- b. 締約国は、原子力施設の設計および建設に当たり、放射性物質の放出に対する信頼し得る多重の段階および方法による防護が講じられること等を確保するため、適当な措置をとる(第18条)。
- c. 締約国は、原子力施設を運転するための最初の許可が適切な安全解析および試運転計画に基づいて与えられること等を確保するため、適当な措置をとる(第19条)。

3) 締約国の会合

- (1) 締約国は、各締約国が提出した報告を検討するための会合(以下「検討会合」という。)を開催する(第20条)。
- (2) 第1回の検討会合は、この条約の効力発生の日の後30か月以内に開催されるものとし、検討会合の間隔は、3年を超えてはならない(第21条)。
- (3) 手続に関する取決め、締約国会合の概要についての報告、事務局等について規定している(第22条～第28条)。

4) 最終条項その他の規定

意見の相違の解決、効力発生、改正等について規定している(第29条～第35条)。

4. 国別報告書の検討会合

国別報告は、「原子力の安全に関する条約」に基づき、それぞれの締約国が同条約に基づく義務を履行するためにとった措置について報告するもので、原則として3年に1回提出する義務がある。国別報告は検討会合において、締約国によるレビュー(ピアレビュー)に付される。

日本は1998年(平成10年)9月29日に国別報告書をIAEAに提出し、1999年(平成11年)4月12日から23日まで、締約国による第1回検討会合(各国の国別報告書のレビュー)がウィーンのIAEA本部で開催された。また、2001年(平成13年)10月15日に国別報告書を提出し、2002年(平成14年)4月15日から26日まで第2回検討会合が開催された。

第2回検討会合においては、日本から外務省、経済産業省、(財)原子力発電技術機構等から総勢19名の代表団が参加した。同会合には、締約国53か国および1国際機関のうち、46か国および1国際機関(EURATOM)、またオブザーバーとしてOECD/NEA(経済協力開発機構原子力機関)が参加した。

会合では、原子力安全の状況について議論が行われ、その成果が会合最終日に概要報告(Summary Report)としてまとめられ、公開された。日本は、原子力安全・保安院の設置、原子力安全委員会事務局の拡充、原子力災害対策特別措置法の制定に伴う一連の防災対策の拡充等についての説明を行い、その結果、日本の原子力施設の安全性等について

参加国の理解が得られた。また、他の締約国のレビューにも参加した。

次回の検討会合を2005年4月に開催すること、国別報告の提出期限を2004年9月とするこ
と等が決定された。

＜図／表＞

表1－1 原子力安全条約の締約国等(1/2)

表1－2 原子力安全条約の締約国等(2/2)

表2 原子力安全条約の概略

・図表を一括してダウンロードする場合は [ここをクリックして下さい。](#)

＜関連タイトル＞

[黒鉛減速沸騰軽水圧力管型原子炉\(RBMK\) \(02-01-01-04\)](#)

[ロシアにおける原子力防災対策 \(10-06-02-03\)](#)

[原子力発電および核燃料サイクルに関するIAEAの活動 \(13-01-01-15\)](#)

[国際原子力機関\(IAEA\) \(13-01-01-17\)](#)

[国際原子力規制者会議\(INRA\) \(13-01-03-23\)](#)

＜参考文献＞

(1)外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官組織科学原子力課(編・発行) : 原子力の
安全に関する条約、原子力国際条約集[補遺](2002年春)p.25－53

(2)IAEA: Documents, Legal Agreements, Convention on Nuclear Safety,
<http://www.iaea.org/worldatom/Documents/Legal/nukesafety.shtml>

(3)IAEA: Last status(Convention on Nuclear Safety),
http://www.iaea.org/worldatom/Documents/Legal/nukesafety_status.pdf, 1/3－3/3

(4)原子力安全委員会(編) : 原子力安全白書(平成6年版)、大蔵省印刷局(平成7年3月
30日)p.213－216

(5)原子力安全委員会: 平成6年版原子力安全白書、

http://nsc.jst.go.jp/hakusyo/hakusyo_kensaku_f.htm (「原子力安全白書／年報」の「平成6
年版原子力安全白書」をクリック)

(6)原子力安全委員会(編) : 原子力安全白書(平成9年版)、大蔵省印刷局(平成10年10月
12日)p.199－200, p.203－205

(7)原子力安全委員会(編) : 原子力安全白書(平成12年版)、大蔵省印刷局(平成13年4月
27日)p.181, p.188－190

(8)原子力安全委員会: 平成12年版原子力安全白書、

http://nsc.jst.go.jp/hakusyo/hakusyo_kensaku_f.htm (「原子力安全白書／年報」の「平成12
年版原子力安全白書」をクリック)

(9)(社)日本原子力産業会議(編集発行): 原子力年鑑平成7年版(平成7年10月31日)
p.234－235

(10)外務省総合外交政策局科学原子力課/経済産業省原子力安全・保安院企画調整課国
際室: 「原子力の安全に関する条約 第2回検討会合」の結果について(2002年4月30日)
<http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0002668/0/020430atom.pdf>, 1/2－2/2

TOP

RISTトップページへ

ATOMICA

ATOMICAトップページへ